

○ 財務省告示第二百六十三号
平成十二年七月二十五条第十一項の規定へ平成十一年大蔵省の規定に基づき、平成の規定による。政府短期証券（第二百二十三回）

二 一 発行条件等を次年八月四日より告示する。

財務大臣 野田佳彦

の法発号名称及び記述

法律項及の根拠

四 行方法

三 用振替法の適

一を場で競争う札価振の以律社一十一法会百資十財
国定特あ争入。へ格替適下へ平成十三年法
債め別つ入札に以を機用一、及条、第に一金号法
市る参て札發によ振替法の根拠

下競闘を受けるもとい
場も加、と行る価に日けるもとい
特の者財同「発行格付本銀のう。
別にご務時と行競し行のう。
參よと大にい（以争て行のう。
加るに臣行。下入行とし。
者発応がわ。札わすれ。
・行募各れ及一札わする。
第へ限國るび価一れ。
I以度債入価格とる。
非下額市札格競い入の定。

九 八	七 ロ イ 振 額 最 低 替 額 単 位 振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	六 ロ イ 行 争 非 者 特 国 入 価 込 入 価 ・ 別 債 札 格 第 參 市 發 競 金 發 競 I 加 場 行 爭 額	五 方 募 入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 万 円 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	万 千 三 二 二 九 万 兆 千 百 八 三 四 二 千 千 百 十 円 七 円 三 十 一 億 一 億 六 千 三 千 六 百 七 千 五 百 四 十 二 十	額 千 額 面 万 面 金 圓 金 額 額 で で 千 九 百 三 二 千 十 七 四 億 五 億 四	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	十 イ	十 発						
払 者	入 場	元 金	償 還	償 還	行 入 債	争 別 債	非 特 國	入 札 格	価 行 行	發 競 價	入 札 格	価 競 價	發 行 日
期 日	参 加	支 払	金 額	限 期	札 格	第 參	市 市	競 加	競 場	競 加	競 場	格 格	日 日
平 成 二 十 二 年 七 月 二 十 六 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に つ 。 き き 百 円	額 面 還 金 金 額 と き 支 付 き 、 年 、 期 そ の 銀 翌 當 業 業 日 日	額 面 還 金 金 額 と き 支 付 き 、 年 、 期 そ の 銀 翌 當 業 業 日 日	償 還 期 限 償 還 債 期 札 格 發 競 價 十 八 錢 二 厘 六 毛 九 九 十 九 九	當 た だ し 、 二 二 年 九 月 月 二 十 二 日 に に	平 成 大 臣 行 額 を 百 円 に つ 。 そ が の 銀 行 休 業 業 日 に に	平 成 大 臣 行 額 を 百 円 に つ 。 そ が の 銀 行 休 業 業 日 に に	額 面 還 金 金 額 と き 支 付 き 、 年 、 期 そ の 銀 翌 當 業 業 日 日	額 面 還 金 金 額 と き 支 付 き 、 年 、 期 そ の 銀 翌 當 業 業 日 日	額 面 還 金 金 額 と き 支 付 き 、 年 、 期 そ の 銀 翌 當 業 業 日 日	額 面 還 金 金 額 と き 支 付 き 、 年 、 期 そ の 銀 翌 當 業 業 日 日	額 面 還 金 金 額 と き 支 付 き 、 年 、 期 そ の 銀 翌 當 業 業 日 日

十額の十額 平す額の
八面応八面 成るの記
錢金募錢金 二。整載
二額価二額 十二数又
厘百格厘百 一二倍は
六円五円 年の記
毛に毛に 七月金録
つにつ 以つ月額は
つき上き 二十六に最
九の九 そ十六る低
十九それ九 円ぞ円も額
九円れ九 九ぞ円の面
にに にれ九と金